

# 「トランス脂肪酸の情報開示に関する調査事業」報告書の公表

令和2年6月26日  
消費者庁

## 1. 背景等

### (1) トランス脂肪酸とは

トランス脂肪酸は、科学的知見の蓄積により、心疾患のリスクとの関連が明らかにされてきたことから、世界保健機関（WHO）は、平成15年、1日当たりのトランス脂肪酸の平均摂取量は総エネルギー摂取量の1%未満とするよう勧告を行った。

(参考) トランス脂肪酸とは

不飽和脂肪酸のうち、トランス型の構造を持つものの総称をいう。油脂を加工する過程でできるもののほか、天然由来（反すう動物由来）のものが存在する。



### (2) 我が国におけるトランス脂肪酸の状況等

我が国においては、平成24年に食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価で、トランス脂肪酸の摂取量について、「日本人の大多数がWHOの勧告（目標）基準であるエネルギー比の1%未満であり、また、健康への影響を評価できるレベルを下回っていることから、通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられる」と評価されている<sup>(※1)</sup>。

また、農林水産省が平成26・27年度に食品中のトランス脂肪酸の含有実態を調査した結果、平成18・19年度にも調査した食品33品目のうち22品目（約7割）で、試料の採取方法や分析方法は異なるものの、平成18・19年度より低い傾向にあったことが確認されている<sup>(※2)</sup>。

## 2. トランス脂肪酸の情報開示に関する調査

### (1) 国内の食品関連事業者における情報開示の実態調査結果

消費者庁では、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針（平成23年2月21日）」を公表し、食品関連事業者に対して、トランス脂肪酸を含む脂質に関する情報を自主的に開示するよう要請しているところであるが、その実施状況は明らかではなかった。このため、今般、国内の食品関連事業者における情報開示の実態を把握する調査を実施し、その結果を取りまとめたため、公表することとした（別紙1）。

### (2) 調査結果を踏まえた要請

食品関連事業者においては、今般の通知（「トランス脂肪酸の情報開示に係る周知・普及について」（令和2年6月26日付け消食表第240号））を踏まえつつ、引き続きトランス脂肪酸を含む脂質に関する情報開示の取組が進められることを期待する（別紙2）。

(※1) 内閣府食品安全委員会：新開発食品評価書「食品に含まれるトランス脂肪酸（平成24年）」

(※2) 農林水産省：トランス脂肪酸に関する情報：食品中の脂質とトランス脂肪酸濃度：平成26・27年度調査結果（穀類加工品、乳類、油脂類、菓子類、嗜好飲料類、調味料・香辛料類、調理加工食品）

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trans\\_fat/t\\_kihon/content/h2627\\_trans\\_fat.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trans_fat/t_kihon/content/h2627_trans_fat.html)